

地区拠点親子ひろばにおける地域子育て相談機関の整備について

- 1 地域子育て相談機関について

 - ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）において、市町村は、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関を整備することが努力義務となった。
 - ・ 地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離にあり、全ての妊産婦及びこどもとその家庭からの相談に応じ、子育て世帯に対して情報発信や能動的な状況確認等による子育て世帯と継続してつながる工夫、関係機関との連携を行う機関である。
 - ・ 子育て世帯との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やすことを目的としており、特に、子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することへの抵抗感もあり得ることから、こども家庭センターを補完する機関である。

2 地区拠点親子ひろばにおける地域子育て相談機関の整備について

- ・ 当市では、市内に 3 か所ある地区拠点親子ひろばに子育て応援パートナーを配置。

子育て応援パートナー事業 の業務内容	地域子育て相談機関 の業務内容
○情報提供・助言・相談 ○地域連携・資源開発 ○広報啓発など	○相談支援 ○子育て世帯に対する情報発信 ○関係機関との連携など
子育て応援パートナー事業と地域子育て相談機関の業務内容は重なっている。	



市内 3 か所ある地区拠点親子ひろばを地域子育て相談機関として位置づけ、
 相談支援体制の強化を図る。

3 主な変更内容

地区拠点親子ひろばを地域子育て相談機関と位置づけることによる主な変更点は、相談受付の拡充とこども家庭センターとの連携強化。

変更前	変更後
○地区拠点親子ひろば （市内 3 か所） ○子育て応援パートナーのアウトリーチによる利用者支援	○地区拠点親子ひろば = <u>地域子育て相談機関</u> （市内 3 か所） ○ <u>子育て応援パートナーが親子ひろばでも相談受付（アウトリーチ+ひろば内相談）</u> ○ <u>こども家庭センターとの連携強化</u>

4 設置時期

令和9年4月1日

5 広報等

令和9年3月より、市報、ホームページ、ぶんじ子育てナビ、LINE などによる広報を予定。また、地域の住民等から地域子育て相談機関であることが視覚的に認識できるよう、ホームページや看板等には、「地域子育て相談機関」と表示する予定。